エンルムハイツ指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人室蘭福祉事業協会が開設するエンルムハイツ指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。) が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 エンルムハイツ指定訪問介護事業所
 - (2) 所在地 室蘭市祝津町3丁目16番32号(特別養護老人ホームエンルムハイツ内)

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤職員兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名(常勤職員) サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する 技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士

1名(常勤職員)

2級課程修了者

2名(非常勤職員)

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名(常勤職員、特養エンルムハイツ兼務) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
 - (2) 営業時間 24時間とする。
 - (3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。
 - (1)身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車 を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から、片道おおむね15キロメートル未満 300円
 - (2) 事業所から、片道おおむね15キロメートル以上 500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに 同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、室蘭市全域とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第9条 訪問介護事業所は訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人室蘭福祉事業協会と事業所の管理者との協議 に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成13年1月19日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成13年8月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成13年8月20日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成16年3月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成22年9月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、令和 3年4月1日から施行する。